
第 161 回 TMI 月例セミナーのご案内

「中国進出・撤退と中国現地法人の管理運営の実務

～日本本社の担当者が押さえておきたい基本的事項と最新動向～

配信日時: 2022年8月4日(木) 10:00～同年8月18日(木) 16:00

視聴時間: 約120分(予定)

開催方法: Vimeoによるオンデマンド配信

※オンデマンド配信ご利用にあたっては[こちら](#)の注意事項をご一読の上お申し込みください。

※視聴用URLは、配信日までに、お申し込み時にご登録いただいたメールアドレス宛にお送りいたします。

講 師: TMI総合法律事務所 今村俊太郎 パートナー弁護士
田 暁争 外国法事務弁護士(中国法)

参加費: 無料

TMI総合法律事務所では、クライアント様を対象に情報提供の場として、無料にて月例セミナーを開催しておりますが、第161回は「中国進出・撤退と中国現地法人の管理運営の実務～日本本社の担当者が押さえておきたい基本的事項と最新動向～」と題するセミナーを開催いたします。

中国は、世界第2位の経済規模を誇る日本の隣国であり、日本企業が国外事業を展開するうえで最も重要な国の1つといえますが、他方で、米中対立や新型コロナウイルスなどの影響により、その事業環境に様々な不透明性が存在する状況です。そのような中、日本企業のクライアント様におかれましては、これから中国進出をすることを検討されているクライアント様、既に中国進出をされ、今後も中国事業の継続・拡大を予定されているクライアント様、中国事業の再編や撤退を検討されているクライアント様など、様々なステータスにいらっしゃるものと存じますが、いずれの場面においても、中国の法制度や実務は日本と異なる点が少なくないため、日本の常識が通用せず思わぬ落とし穴に陥るリスクも存在します。

そこで、今回は、中国進出・撤退と中国現地法人の管理運営に関して日本本社のご担当者様には是非とも押さえておいていただきたい基本的事項を、最新動向にも触れつつご説明いたします。①中国進出については、中国現地法人の設立や持分取得に関する実務を、中国の外資参入規制、外商投資法、会社法等の関連法令をご紹介しながら解説いたします。②中国からの撤退については、撤退方法として通常用いられる中国現地法人の清算や持分譲渡の実務を解説いたします。③中国現地法人の管理運営については、実際には様々な法令が関係しますが、今回は、特に基本的かつ重要な法令である会社法と労働関連法令について解説いたします。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

【概要】

1. 中国進出に関する法制度及び実務
2. 中国撤退時の実務及び留意点
3. 中国の会社法と現地法人管理運営上のポイント・最新動向
4. 中国の労働関連法令と現地法人管理運営上のポイント・最新動向

【講師紹介】

今村俊太郎

<経歴>

- 1999年 3月 栄光学園高等学校卒業
- 2005年 3月 東京大学法学部第一類卒業
- 2007年 3月 東京大学法科大学院修了
- 2007年 11月 最高裁判所司法研修所入所
- 2008年 12月 第一東京弁護士会登録
- 2009年 1月 TMI 総合法律事務所勤務
- 2012年 9月 中国語研修(上海交通大学)
- 2013年 7月 TMI 総合法律事務所上海オフィス常駐代表就任
- 2015年 8月 TMI 総合法律事務所東京オフィス復帰
- 2022年 1月 パートナー就任

田 暁争

<経歴>

- 1999年 7月 中国西北政法大学経済法学科卒業
- 1999年 5月 中国律師(弁護士)資格取得
- 1999年 10月 中国中鉄一局集团有限公司入社 法務部配属
- 2006年 3月 京都大学大学院法学研究科民商法政理論専攻修士課程修了
- 2006年 4月 弁護士法人キャスト糸賀(現 弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所)勤務
- 2012年 4月 TMI 総合法律事務所上海オフィス中国法顧問
- 2014年 9月 TMI 総合法律事務所東京オフィス勤務
- 2015年 8月 第二東京弁護士会外国法事務弁護士登録

【申込方法】

以下の、本セミナー専用申込ページより、申込をお願いいたします。

申込期間 : 2022年6月23日(木)10:00~同年6月29日(水)17:00

本セミナー専用申込ページ : <https://tmi.smktg.jp/public/seminar/view/10786>

※配信中の質疑応答はお受け付けできませんので、何卒ご了承ください。

※録音・録画はご遠慮ください。

※恐れ入りますが、企業内弁護士・弁理士を除く弁護士・弁理士の方(企業に出向されている弁護士・弁理士の方を含む)の参加はご遠慮ください。

※ご登録いただいた情報から所属先の確認ができない方など、当事務所が適切ではないと判断した際には、個別にご連絡することなくご視聴をお断りする場合がございますので予めご了承ください。

<本件に関するお問い合わせ先>

TMI 総合法律事務所

担当: 高橋・山根・野本

電話: 03-6438-5511(代表)

e-mail: monthlyseminar@tmi.gr.jp